

# 十島村地域防災計画

## 資料編



平成29年 3月 策定

十 島 村



## 目 次

1	十島村防災会議条例.....	1
2	十島村災害対策本部条例.....	3
3	避難所一覧.....	4
4	災害救助法施行規則.....	5
5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表.....	8



# 1 十島村防災会議条例

昭和 42 年 3 月 1 日

条例第7号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、十島村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 十島村地区防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 十島村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、十島村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから十島村長が任命するもの
- (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから十島村長が任命するもの
- (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから十島村長が任命する者
- (4) 十島村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから十島村長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、8 名以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、十島村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから十島村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 2 十島村災害対策本部条例

平成8年12月24日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、十島村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第38号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 避難所一覧

島名	名称(変更)	指定緊急避難場所							指定避難所	防災拠点施設	標高(m)
		洪水	土砂災害 (崖くずれ、土石流 及び地滑り)	高潮	地震	津波	大規模な火事	火山			
口之島	口之島地区コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	55
	口之島小中学校	○	×	○	○	○	○	○	×	○	70
	(仮称)口之島地区避難所	整備予定									
中之島	中之島地区コミュニティセンター	○	△	-	○	-	○	×	○	○	6
	中之島小中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
	中之島東区住民生活センター	○	○	○	○	-	○	-	○	○	19
	中之島西区住民生活センター	×	×(土石流・急傾斜地)	-	○	-	○	-	×	○	9
	十島開発総合センター	○	○	○	○	○	○	×	○	○	221
	消防庫前(船倉地区)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	27
	教員住宅前T字路(里地区)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	40
	西村邸前(楠本地区)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	56
	(仮称)椎崎ヘリポート前避難所	整備予定									
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	○	△ (破合:土石流)	○	○	○	○	-	○	○	65
	諏訪之瀬島公民館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
	(仮称)諏訪之瀬島防災活動拠点施設	整備予定									
平島	平島地区コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	-	○	○	113
	平島小中学校	○	-	○	○	○	○	-	○	○	132
黒石島	黒石島コミュニティセンター	○	○	○	-	-	○	-	○	○	167
	黒石島小中学校	○	-	○	○	○	○	-	○	○	177
小宝島	小宝島小中学校	○	-	-	○	-	○	-	○	○	9
	小宝島公民館	○	○	-	○	-	○	-	○	○	9
	竹之山(中販)	-	-	○	○	○	-	-	×	-	24
(仮称)小宝島防災活動拠点施設	整備予定										
宝島	宝島高齢者コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	-	○	○	31
	宝島小中学校	○	-	○	○	○	○	-	○	○	53
	(仮称)宝島港避難所	整備中									

○指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

○指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

災害の種類	指定緊急避難場所とする判定基準
洪水	・過去に浸水被害にあっていない施設
土砂災害 (崖崩れ、土石流及び地滑り)	・急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所にかからない施設 (安全上支障がない場合は、注意が必要な施設として「△」で表示)
高潮	・海拔10m以上に立地している施設
地震	・耐震基準を満たしている施設(昭和56年以降に建築された建物)
津波	・鹿児島県津波浸水想定浸水区域にかからない施設 ・海拔10m以上に立地している施設
大規模な火事	・木造でない施設
火山	・火砕流・溶岩が到達する危険のない施設 (一次避難場所で火口から2km以上離れている場合は、注意が必要な施設として「△」で表示)



## 4 災害救助法施行規則

昭和 35 年 11 月 1 日

規則第 106 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則(昭和 33 年鹿児島県規則第 84 号)の全部を改正する。

(市町村長の協力)

第 1 条 災害に際し、市町村における災害が災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。

以下「令」という。)第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(市町村長の補助)

第 2 条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 13 条第 2 項の規定に基づき救助に着手することができる。

2 市町村長は、前項の規定により救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告するものとする。

(救助の組織)

第 3 条 救助に関する組織は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づく鹿児島県地域防災計画の定めるところによるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 4 条 令第 3 条第 1 項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。

(物資の保管命令、収用等の令書)

第 5 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年／総理庁令、厚生省令、／内務省令、大蔵省令、／運輸省令／第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 公用令書(別記第 1 号様式)

(2) 公用変更令書(別記第 2 号様式)

(3) 公用取消令書(別記第 3 号様式)

2 知事は、前項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書を交付するときは、強制物件台帳(別記第 4 号様式)に所要事項を登録するものとする。

(受領書の提出)

第6条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、及び署名押印して、直ちにこれを知事に提出しなければならない。

(受領調書)

第7条 規則第2条第3項の規定により、当該職員が収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに受領調書(別記第5号様式)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立ち会わせることができない場合は、この限りでない。

(損失補償請求書)

第8条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、別記第6号様式による。

2 知事は、損失補償請求書の提出があつたとき、およびこれに基き損失の補償を行つたときは、強制物件台帳に所要事項を記録するものとする。

(従事命令の令書)

第9条 規則第4条に規定する公用令書および公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 公用令書(別記第7号様式)
- (2) 公用取消令書(別記第8号様式)

2 知事は、前項の公用令書又は公用取消令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第9号様式)に所要事項を登録するものとする。

3 第6条の規定は、第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

(救助に従事できない場合の届出)

第10条 規則第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他やむを得ない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書

(実費弁償の基準)

第11条 令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第12条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式による。

(立入検査証)

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、別記第11号様式による。

(扶助金の支給基礎額)

第14条 令第8条第2項第2号及び第3号に規定する扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

(扶助金支給申請書)

第15条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、別記第12号様式による。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第12条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第6条及び前項各号に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。

附 則(平成26年5月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり310円以内 (加算額) 冬季(10月～3月) 別に定める額を加算 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「福祉避難所」を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	災害発生の日から7日以内(但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	1 支出費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7 m <sup>2</sup> (9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工 但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 平均1戸当たり29.7m <sup>2</sup> 、2,401,000円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。																																					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 1人1日当たり1,040円以内(主食、副食及び燃料等の経費) 2 被災地から一時縁故先(遠隔地)等に避難する場合、3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (単位円)</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,800</td> <td>22,900</td> <td>33,700</td> <td>40,400</td> <td>51,200</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,400</td> <td>38,100</td> <td>53,100</td> <td>62,100</td> <td>78,100</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,800</td> <td>7,800</td> <td>11,700</td> <td>14,200</td> <td>18,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,400</td> <td>12,300</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>26,100</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (単位円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400		
区分 (単位円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500																																		
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700																																		
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500																																		
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400																																		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者	災害発生の日から14日以内 (但し厚生大臣の承認により期間)	患者等の移送費は別途計上																																					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		協定料金の額以内	延長あり)	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内(但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内(但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 災害のため住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難な者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)及び中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(その他の学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したも

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	各般の事情により既に死亡していると推定される者		以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり)	のは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗淨・縫合・消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,200 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内  但し厚生大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師・歯科医師 22,400 円以内 薬剤師 16,300 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 17,000 円以内 土木技術・建築技術者 15,900 円以内 大工 16,000 円以内 左官 15,600 円以内 とび職 18,100 円以内 救急救命士 14,700 円以内 診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技師及び歯科衛生士 16,300 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額